

## 一般社団法人 高知県作業療法士会 役員業務指針

理事は、一般社団法人高知県作業療法士会の役員職務権限規定に基づき、一般社団法人高知県作業療法士会の運営に参画するとともに、事務局・部ならびに委員会の運営にあたる。

### 1、役員 の 役割

- ① 役員は、理事会において一般社団法人高知県作業療法士会の運営に関する企画、審議、議決を行う。
- ② 役員は、毎事業年度の総会にて承認を受けた事業において、次に掲げる部局の担当理事として運営に関して責任を持つ。  
事務局、福利部、保険部、広報部、渉外部、事業部、教育部、  
学術部

### 2、担当理事の業務

- ① 事務局については、局長ならびに財務を役員が担当し、実務を執行する。
- ② 部の担当理事は、部の運営に関する事項について、部長より報告・連絡・相談を受ける。
- ③ 部の担当理事は、部の会議に、必要に応じて出席する。
- ④ 部の担当理事は、部の運営状況を把握し、必要に応じて助言及び指導を行う。
- ⑤ 部の担当理事は、部で決定した事項について報告書を作成し、理事会に提出し報告する。審議事項および報告の提出は、部名と担当理事の氏名を明記し、所定のフォームを使用して、理事会の前週までに、事務局へメールにて送信する。
- ⑥ 部の担当理事は、理事会に提出された部の業務に関する審議事項の結果ならびに理事会の意向を、部に報告する。

### 3、担当理事の任命・任期

- ① 部の担当理事は、理事会において決定する。
- ② 部の担当理事の任期は1年とし、再任は妨げない。

※ この指針は、平成26年8月15日の理事会において承認されたものである。